

子育て世代の親はこれまでよりも長い間子どもに経済的な支援を行い、また、子育て世代は少ない所得を親からの移転で補てんしている状況を見た。ここでは、私的な世代間移転のうちでも、金額が大きい遺産相続について見ていく。

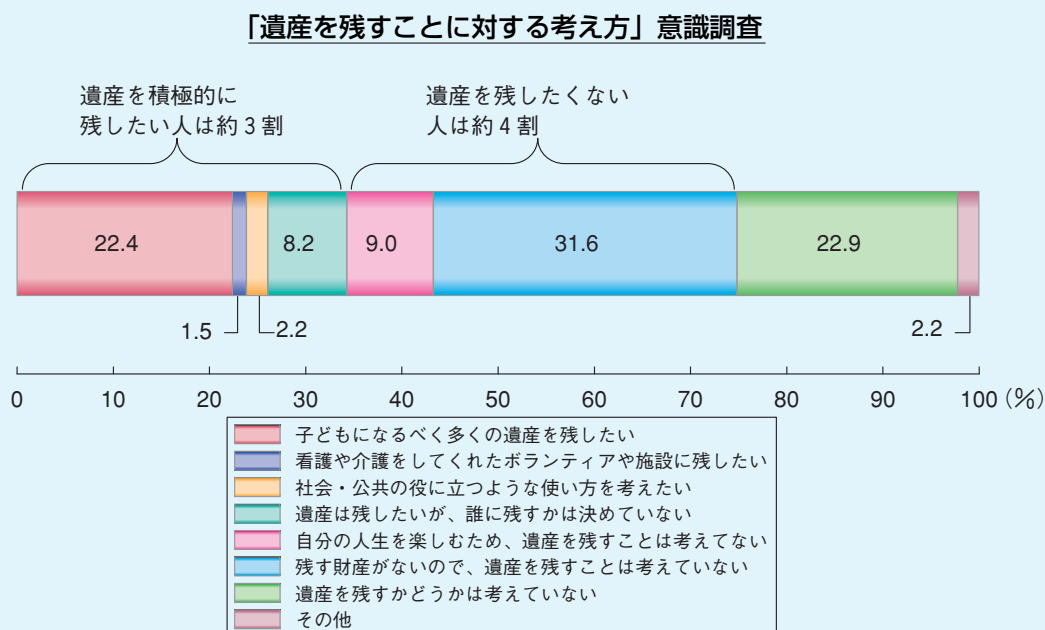
(子どもへの遺産動機は根強い)

なぜ高齢者は多くの資産を持ち続けようとするのだろうか。その理由の一つは、老後の生活には余命の長さを含め様々な不確実性があり、完全な年金保険などで対処しない限りは、一生を終えられると見込める「余裕資金」を準備しておく必要があるからである。もう一つは、子孫に財産を残そうという動機がある。

子どもに財産を残すかどうか尋ねたところ、「残す財産がない」という回答が最も多かったものの、次いで「遺産を残すかどうかは考えていない」、「子どもになるべく多くの財産を残したい」となっている（第2-3-9図）。

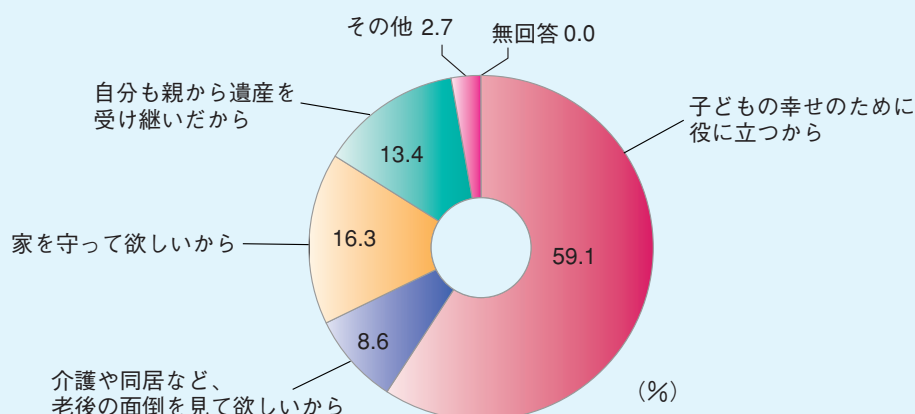
このうち、子どもになるべく多く残したいと回答した人にその理由を尋ねたところ、「子どもの幸せのために役に立つから」との回答が全体の6割弱を占め、次いで、「家を守ってほしいから」、「自分も親から遺産を受け継いだから」といった「家」を意識した回答が占めている（第2-3-10図）。「介護や同居など、老後の面倒を見て欲しいから」といった代償的な考え方は8.6%にすぎない。いずれにしても、後に続く世代へ何らかの資産を残したいという遺産動機は根強いと考えられる。

第2-3-9図 残す財産がない人が多い



- (備考) 1. 内閣府「国民生活選好度調査」(2005年)により作成。
 2. 「あなたは、将来、子どもなどに遺産を残すことについて、どのようにお考えですか。次の中から、あなたの考えに近いものをお選びください。ただし、配偶者は除いて考えてください。(○は1つ)」という問に対する回答者の割合。
 3. 回答者は全国の15歳以上80歳未満の男女3,647人(無回答を除く)。

「子どもに多くの遺産を残したい理由」



- (備考) 1. 内閣府「国民生活選好度調査」(2005年)により作成。
 2. 「あなたは、将来、子どもなどに遺産を残すことについて、どのようにお考えですか。次の中から、あなたの考えに近いものをお選びください。ただし、配偶者は除いて考えてください。(○は1つ)」という間に「子どもになるべく多くの遺産を残したい」と回答した人にその理由を尋ねたもの。
 3. 回答者は全国の15歳以上80歳未満の男女3,670人のうち816人。

(子ども一人の受け取る遺産は増加する見込み)

先に見たように、現在の高齢者世帯には多くの資産が集中している一方で、少子化により、遺産を受け取るべき世代の人数は相対的に少なくなりつつある。この傾向が続けば、一人当たりが受け取る遺産額は大きくなっていくと考えられる。

他方、平均余命の伸びに伴い遺産相続のタイミングが遅くなっていることから、必ずしも子育てで最もお金が必要なときとは一致しない。しかし、子育て世代が親の遺産を将来確実に相続すると見込むのであれば、子育ての時期における支出を増加させるという行動も考えられる。

(生前贈与の容易化により親からの移転が進む)

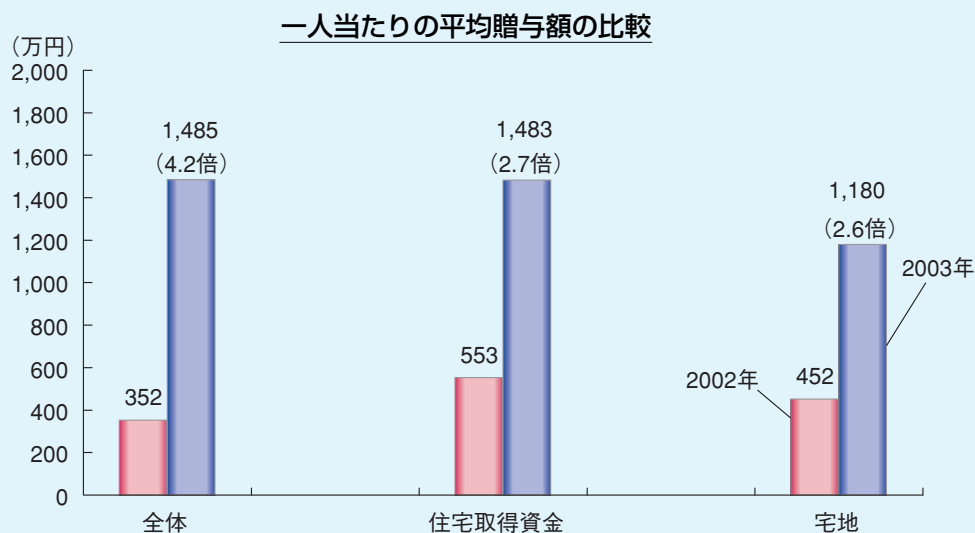
一方で、遺産相続の前倒し(生前贈与)に対する支援策も現れている。これまでも、生前贈与の基礎控除制度はあったが、2003年度の相続時精算課税制度の導入を契機に、多額の生前贈与が行われるケースが増加している。

子どもの住宅購入時に、親が生前贈与により住宅資金を提供するのはその一例である。実際に相続時精算課税制度の利用状況を見ると、2003年には住宅取得等資金・宅地とも一人当たり前年比で2.5倍以上と大幅に増加している(第2-3-11図)。また、住宅取得等資金の贈与を受けた人のうち、過半数が1,000万円以上の贈与を受けている(付図2-3-5)。住宅取得等資金の受贈者の年齢層を見ると、49歳以下が9割以上となっており、まさしく子育て世代がその対象となっている(第2-3-12図)。

生前贈与についての考え方を尋ねたところ、「子どもが必要としているときに支援できるので望ましい」との回答割合が全世代で一番多く、特に30~40代における割合が高い。一方、60代では「自分がどれくらい使うか分からないのですつもりはない」との回答割合も高く、「望ましい」より「するつもりはない、したくない、抵抗感がある」と回答した人が多くなっている(第2-3-13図)。受け取る側が生前贈与を歓迎するのは当然としても、贈る側には自分自身の生活とのかね合いでためらいがあると見られる。

平均余命が伸びたこともあり、老後の生活に備えるための資金も増加すると考えられ、高齢者の持つ資産額は今後ともかなり大きいと考えられる。したがって、リバース・モーゲージ（コラム参照）など、高齢者の資産を適切に流動化する手法、また、老後の様々なリスクに適切に対処する保険などが整備されることにより、生前贈与が一層円滑に活用されるようになると考えられる。

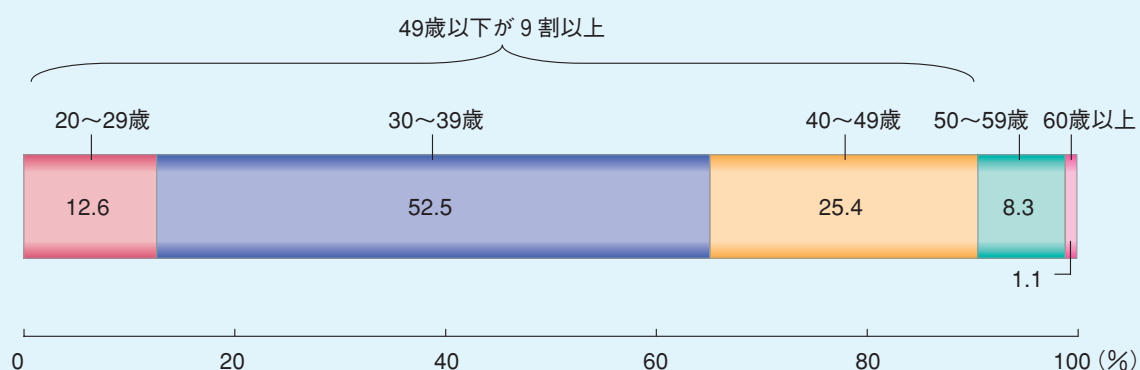
第2－3－11図 増える相続時精算課税制度の利用



(備考) 1. 税制調査会第24回基礎問題小委員会参考資料「平成15年分相続時精算課税制度の活用状況」により作成。
2. 2002年は暦年課税分であり、2003年は精算課税分である。

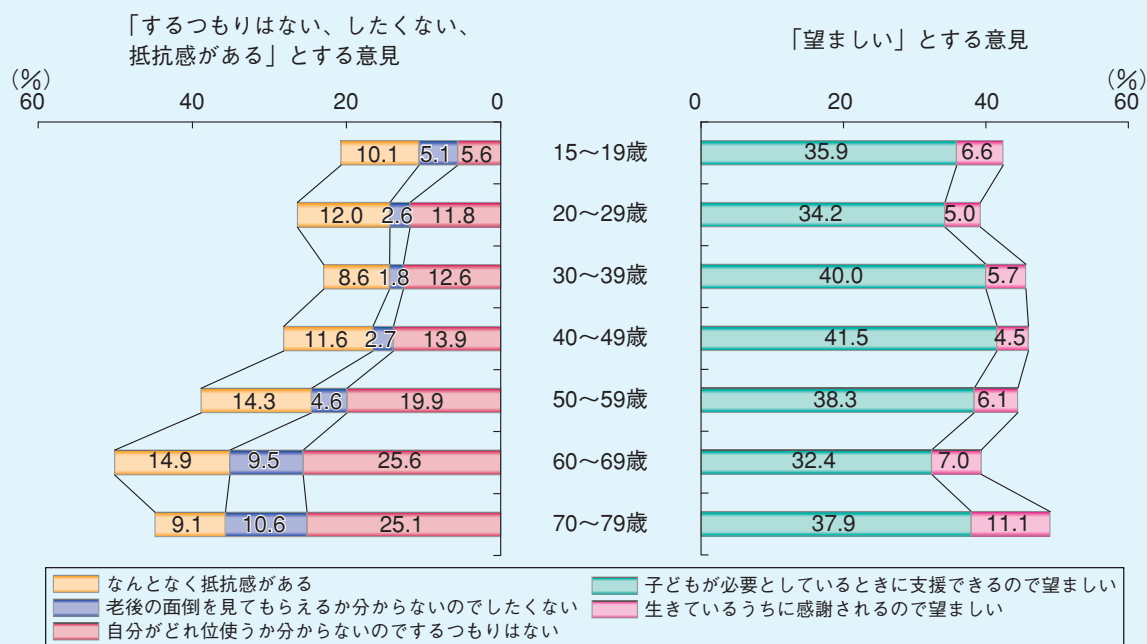
第2－3－12図 住宅取得等資金の受贈者の9割以上が49歳以下

受贈者の年齢層別に見た精算課税制度の利用状況（住宅取得等資金）



(備考) 1. 税制調査会第24回基礎問題小委員会参考資料「平成15年分相続時精算課税制度の活用状況」により作成。
2. 延べ人数により計算している。

「子どもへの財産の生前贈与に対する考え方」意識調査



- (備考) 1. 内閣府「国民生活選好度調査」(2005年)により作成。
 2. 「財産(の一部)を子どもに生前贈与することについてどう思いますか。あなたのお考えに当てはまるものをすべてお選びください。(〇はいくつでも)」という問に対する回答者の割合。
 3. 選択肢はほかに、「その他」「わからない」。
 4. 回答者は、全国の15歳以上80歳未満の男女3,658人(無回答は除く)。

コラム 相続時精算課税制度

本文で述べたように、2003年度の税制改正において相続時精算課税制度が導入されたことが住宅取得に係る資金の贈与の増大に寄与していると考えられる。それまで、生前贈与の基礎控除額は毎年110万円までしか認められておらず、それを超えた分については10~70%(現在は10~50%)の税率が適用されていた。相続税については、5,000万円+1,000万円×法定相続人数の基礎控除額が認められているため、ある程度まとまった額の資産を子どもの代に移転するには、生前贈与によらず相続を待ったほうが有利であった。しかし、相続時精算課税制度の導入により、相続時に精算することを前提に、将来において相続関係に入る親(65歳以上)から子(20歳以上)への贈与について、2,500万円の非課税枠まで何回でも多年にわたって非課税での贈与が認められ、それを超えた部分についても税率は一律20%となった。これにより、資産を生前贈与した場合でも相続した場合でも、最終的な税負担は基本的に変わらなくなった。加えて2003年1月1日から2005年12月31日までの間に、「住宅取得等のための資金」として贈与を受けた場合については⁶、上記の非課税枠に1,000万円を上乗せして、合計3,500万円までの住宅資金特別控除額を控除することができるなどの措置がとられている。2003年分の実績では、受贈者数(利用者数)は2万6,000人、贈与者は2万9,000人であり、取得財産の総額は3,910億円、受贈者一人当たりの平均取得財産価額は1,483万円となっている。これは、2003年における首都圏新築マンションの平均物件価格である3,892万円⁷の約38%に相当する。

6 20歳以上である子が親から自己の居住の用に供する一定の家屋を取得する資金又は自己の居住の用に供する家屋の一定の増改築のための資金の贈与を受け、その資金を贈与を受けた年の翌年3月15日までに一定の家屋の取得又は一定の増改築に充てて、その家屋を同日までに居住の用に供するか又は同日後遅滞なく居住の用に供した場合に限り、これらの資金の贈与については贈与者である親が65歳未満であっても適用できる、などの条件がある。
 7 (株)リクルート「首都圏新築マンション契約者動向調査」(2003年)による。

本文で、子育て世代に対する経済的支援の一つの手段として、高齢者に集中する資産を円滑に子育て世代に移転する生前贈与にも一定の役割があることを見た。しかし、高齢者の持つ資産の大きな部分は住宅・土地などの不動産である。それらが大きな価値を持っていても、高齢者が自らそれらの住宅に住み続ける限りは現金化できないため、生前贈与として子育て世代に移転することはもちろん、自分たちの老後の生活を豊かにするために用いることも困難である。

そうした問題を克服する可能性を持つのがリバース・モーゲージである。リバース・モーゲージとは、高齢者が自分の持ち家に居住しながら、それを担保に老後の生活資金を借入れ、死亡又は満期時に自宅を売却することにより借入金を清算する金融商品のことである。もともと米国では1960年代から活用され、我が国でも81年に東京都武蔵野市が導入しているが、バブル期以降は地価下落の影響を受け、活用例は必ずしも多くなかった。しかし、地価動向の不透明感が薄らぐとともに、リバース・モーゲージが本来持っている少子高齢化におけるメリットが再認識されてきたこともあり、民間金融機関から新たな商品が提供されている。また、2002年には厚生労働省の通知により、各都道府県が「長期生活支援資金貸付制度」⁸を導入した。特に、少子化により増えている子どものいない夫婦は遺産動機がないために、持っている資産を生きているうちに有効に活用したいと思うであろう。また、子どもがいる場合には、リバース・モーゲージを利用することにより、子どもに対する必要に応じた生前贈与などもしやすくなるものと考えられる。

具体的な商品設計には様々な形態があり、米国の例では貸付金を一時金や年金として受け取ったり、貸付枠のみ設定され実際の借入れはその範囲内で自由となっているものなどがある。これらを用いれば、年金として受け取って老後の生活を豊かにすることもできるし、実際に借入れをしなくても貸付枠を「いざというとき」のために温存し、ほかの金融資産などを消費や有効な投資に回すこともできる。また、結果として借入れをしなければ住宅をほぼそのまま子どもに相続することもできる。

一方で、克服すべき課題もある。貸し手にとっては、現在及び将来の住宅の資産価値をどう評価するか、利子率や借り手の余命などをどう予測するかなどのリスクが存在している。また、武蔵野市等の一部の例を除き、マンションは融資の対象外となっている。

こうした課題を克服する手法が確立される必要があるが、リバース・モーゲージは少子高齢化社会において高齢者の資産を役立てる上で多様な可能性を持つと考えられ、今後の活用が期待される。

8 長期生活支援資金貸付制度とは、所有する住居に将来にわたり住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付けを行う制度。担保不動産は賃借権等の利用権及び抵当権等の担保権が設定されていない、申込人の単独所有若しくは配偶者と共有であること、といった条件がある。実施主体は都道府県社会福祉協議会。